## 第6章 資料編

## 6-1 用語集

3R	リデュース (Reduce):廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse):再使用、
	リサイクル (Recycle):再生利用の3つの頭文字をとったもの。
AI	人工知能「Artificial Intelligence」の略称。コンピュータを使って、学習・推論・判断等人間の知能の働きを人工的に実現したもの。
BAU	(Business As Usual) ある課題について特段の対策活動をしない場合の将
	来予測値をいう。地球温暖化対策の場合の BAU とは、CO <sub>2</sub> の削減プロジェク
	トの評価、あるいは排出量の将来予測をする場合に、CO2削減活動のような
	もの(例えば、高効率設備への投資等)を何もしなかった場合の将来予測排
	出量のことを指す。これに比較して削減対策を講じた場合の効果を評価す
# # To	ることができる。
BELS 制度	建築物省エネルギー性能表示制度のことで、新築・既存の建築物において、
PENG	省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度のこと。
BEMS	(建物エネルギー管理システム: Building and Energy Management
	System) 室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システ
	ムで、ビルにおける空調・衛生設備、電気・照明設備、防災設備、セキュリティ設備等の建築設備を対象とし、各種センサ、メータにより、室内環境や
	プイ設備等の産業設備を対象とし、管権センリ、グークにより、重的環境や   設備の状況をモニタリングし、運転管理及び自動制御を行うシステム。
ESCO 事業	は開めれれてモーテップラと、建転自住及び自動制御を行うシステム。 (Economy Service Company 事業) 省エネルギー改修にかかる全ての経費
1000 事未	を光熱水費の削減分で賄う事業である。ESCO事業者は、省エネルギー診断、
	設計・施工、運転・維持管理、資金調達等にかかる全てのサービスを提供す
	る。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態(パフォーマンス契約)
	により、自治体の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。
ESG 投資	ESG 投資は、従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・
	ガバナンス (Governance) 要素も考慮した投資のことを指す。特に、年金基
	金等大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサス
	テナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動等を念頭においた
	長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価する
	ベンチマークとして、国連持続可能な開発目標(SDGs)と合わせて注目され
	ている。
EV	「Electric Vehicle」の略称。バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転さ
	せて走る電気自動車のこと。
GX	(グリーントランスフォーメーション: Green Transformation)地球温暖化
	や環境破壊、気候変動などを引き起こす温室効果ガスの排出を削減し、環境改善と共に経済社会システムの改革を行う対策。世界中の企業がこの対策
	以普と共に経済社会システムの以事を行う対象。世界中の企業がこの対象   に取り組んでおり、経済産業省も 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実
	に取り組んでおり、経済産業有も2000年までに価重効米ガスの排出量を美   質 0 にするカーボンニュートラルを目指す。
HEMS	(ホームエネルギーマネジメントシステム: Home Energy Management
TILMO	Systems) 住宅のエネルギー消費機器である複数の家電機器や給湯機器を、
	I T技術の活用によりネットワークでつなぎ、自動制御する技術である。家
	庭でのエネルギー使用量や機器の動作を計測・表示して、住人に省エネルギ
	一を喚起するほか、機器の使用量等を制限してエネルギーの消費量を抑え
	ることができる。
ІоТ	IoT (Internet of Things)とは、現実世界のさまざまなモノが、インターネ
	ットとつながることである。モノの世界で収集したデータが、通信によりイ
	ンターネット空間に送信・蓄積され、データを分析・活用することで、新た
	な価値の創出につながる。

TM	
IT	「Information Technology(インフォメーション・テクノロジー)」の略称。 情報技術を意味する。
IPCC「気候変動に関	情報な例を思味する。 (IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)1988(昭和 63)年
する政府間パネル	に、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立。地球温暖化
9 の政府间へ不行」	に、国産界現計画(UNDF)と世界风象機関(MMO)により設立。地界価暖化     に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決
	定者等に広く一般に利用してもらうことを任務とする。5~6年ごとに地球
	温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別提供書の世籍報告書、大洋教報告書な発表している。
TCO14001	別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。 さまざまな分野において世界共通の規格・基準の制定を行う NGO (非政府組
IS014001	さまさまな万野において世が共通の規格・基準の制定を行う NGO (弁政府組    織 ) である国際標準化機構 (International Organization for
	Standardization: ISO) が制定した、環境マネジメントシステムの国際規格。
LED	「Light Emitting Diode」の略称、電気を流すと光る性質を持つ半導体。日
1 07 07	本語で発光ダイオードとも呼ばれる。
LED 照明	発光ダイオード(LED)を光源に使用した照明器具。小型、長寿命であり白熱
NO	電球の代替として有効。
NOx	窒素(N)と酸素(0)が化合した物質の総称で、一酸化窒素(N0)、二酸化窒素
	$(N_0)$ 、一酸化二窒素 $(N_20)$ 、三酸化二窒素 $(N_20)$ )等がある。俗称でノックス
	(NOx)と呼ばれることもある。工場等の煙突、自動車の排気管から排出され
	る時点では、大部分が一酸化窒素の形である。これが大気中の紫外線等により、水光気では、大部分が一酸化窒素の形である。これが大気中の紫外線等により、水光気では、大変などの大力を表する。
	り化学反応を起こし二酸化窒素の形になり大気中に存在することになる。
	二酸化窒素は、人への健康影響に着目した大気環境基準が設定され、大気保   合対策の指揮     スロントカスレス また   一酸化二次素 (五酸化次素) は
	全対策の指標として用いられている。また、一酸化二窒素(亜酸化窒素)は、
	温室効果ガスのひとつとして排出削減対策の対象となっているほか、窒素
	酸化物は、光化学オキシダントの原因物質とされており、酸性雨の原因とも なっている。
PPA	「Power Purchase Agreement(電力販売契約)」の略称。売電事業者と電力
FFA	使用者との間で行われる主に再生可能エネルギーを売買するための電力契
	約のこと。
PPA モデル	電力使用者が保有する建築物の屋根等にサービス提供事業者が設置費用を
	負担して太陽光発電設備を設置し、発電された電力を電力使用者へ有償提
	供する仕組み。初期投資ゼロで、太陽光発電設備を保有せずに再生可能エネ
	ルギー由来の電気を使用できる。第三者所有モデルとも呼ばれている。
PM	PM (Particulate Matter) の略称。固体又は液体の粒子。大気汚染防止法に
1 1/1	おいては、自動車排出ガスの項目として粒子状物質が指定されており、ディ
	ーゼル自動車からの排出ガスに対して排出許容限度が定められている。粒
	子状物質のうち、10μm 以下のものを浮遊粒子状物質 (SPM) という。粒子
	の生成過程により一次粒子と二次粒子に区分することができる。
RPF	Refuse Paper & Plastic Fuel の略称で、主に産業系廃棄物のうち、マテリ
	アルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位
	の固形燃料のこと。
SDGs	(持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals) 17 のゴール (目
	標)と 169 のターゲットがある。各目標は統合され相互に不可分なもので
	あり、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和さ
	せる統合的取組となっている。
	17 のゴールのうち、少なくとも 13 が直接的に環境に関連するものであり、
	残り4 も間接的ではあるものの、環境に関連するものである。

UNFCCC	一般的に気候変動枠組条約と呼ばれる。地球温暖化対策に関する取組を国
	際的に協調して行っていくため 1992 (平成 4) 年 5 月に採択され、1994 年
	(平成6)年3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影
	響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安
	定化することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収
	目録の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種
	1
	の義務を課している。
VPP	(Virtual Power Plant) の略称。企業・自治体などが所有する生産設備や
	自家用発電設備、蓄電池や EV (電気自動車) など地域に分散しているエネ
	ルギーリソースを相互につなぎ、IoT 技術を活用してコントロールし、一つ
	の発電所のように機能させる仕組みのこと。
ZEB	Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、
	「ゼブ」と呼ばれる。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間
	の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことである。
	建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにす
	ることはできないが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによ
	って使う分のエネルギーを創ることで、エネルギー消費量を正味(ネット)
	でゼロにすることができる。
ZEH	Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称で「ゼ
	ッチ」と呼ばれる。「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効
	率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネ
	ルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の
	一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅」である。
一酸化二窒素	亜酸化窒素ともいう。無色の気体。麻酔作用があり笑気ガスともよばれ、医
12112	学上の目的に用いられる。ロケット燃料(助燃材)としての用途がある。化
	学式 №0
	廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいう。一般廃棄物は、「家庭系一般
/1X//L/X-1//	廃棄物」、「事業系一般廃棄物」、「汚泥」に分類される。
 ウォームビズ	暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により
リオームヒス	
	「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりや
	すく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温か
	い食事を摂る、等がその工夫例。
エコアクション 21	環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。一般に、「PDCA サ
	イクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、
	組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めている。
	あらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組めるよう工夫され
	ている。
エコドライブ	環境に配慮した自動車運転方法。運転時、アイドリングをしない、急ハンド
	ルを切らない、空吹かしをしない、無理な追い越しをしない、スムーズに加
	速・減速する等、注意深い運転方法を行うと、燃料消費を最大 10%ほど節約
	でき、 $CO_2$ の排出を低減できる。
エネルギー管理指定	
	省エネ法で、エネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある工場等
工場	として指定された工場等のこと。年間(年度)のエネルギーの使用量が、原油
	換算 3,000kL 以上で第一種エネルギー管理指定工場等、1,500kL 以上
	3,000kL 未満で第二種エネルギー管理指定工場等に指定される。エネルギー
	管理者・エネルギー管理員の選任等の義務が生じる。

温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書
IIII. 1.7/947 4/4/	では、CO <sub>2</sub> 、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフル
	オロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7 物質が温室効果ガスとし
	て排出削減対象となっている。
温室効果ガス排出量	CO <sub>2</sub> をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等によ
実質ゼロ	る「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
カーボンニュートラ	カーボン・オフセットをさらに深化させ、事業者等の事業活動等から排出さ
ル	れる温室効果ガス排出総量の全部を他の場所での排出削減・吸収量でオフ
/*	セット(埋め合わせ)すること。
 化石燃料	地質時代を通じて動植物等が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱
	を受け、変成されてできた有機物。特に、石炭・石油・天然ガス等、燃料と
	して用いられるもののこと。メタンハイドレートの利用も期待されている。
環境アドバイザー	地域の方が集まる勉強会や講演会の講師、自然観察活動の際の指導者や、学
SKOUV I'V	校での総合学習時の講師等、富士市環境総務課を通じて派遣する環境のス
	ペシャリスト。具体的な派遣内容は、以下のとおりである。
	1. 環境に関する勉強会の講師
	2. 自然観察の指導員
	3. ビオトープ作りのアドバイス
	4. 工場・事業所・家庭の省エネアドバイス
	5. 工場の排水・ばい煙等公害防止に関するアドバイス
環境マネジメントシ	(EMS:Environmental Management System) 組織や事業者が、その運営や経
ステム (EMS)	営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する
	方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環
	境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体
	制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。
気候変動適応法	昨今増加する日本国内の気候変動、それにより起こる異常気象や自然災害
	と被害を抑制することを目的として 2018(平成 30)年に施行された法律。
	気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関す
	る情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進
	する。
気候変動適応計画	気候変動による悪影響を軽減(または好影響を拡大)するための適応に関す
	る施策の総合的かつ計画的な推進を図るために 2021 (令和 3) 年 10 月 22 日
	に閣議決定された計画。
気候変動に関する国際は各体の	一般的に気候変動枠組条約と呼ばれる。地球温暖化対策に関する取組を国際がある。
際連合枠組条約	際的に協調して行っていくため 1992 (平成4) 年 5 月に採択され、1994 (平
	成6)年3月に発効した。本条約は、気候系に対して危険な人為的影響を
	及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化
	することをその究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収目録
	の作成、地球温暖化対策のための国家計画の策定とその実施等の各種の義
京都議定書	務を課している。 1997 (平成9)年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国
<b>水柳峨华青</b>	日997(平成9)年12月に京都で開催された気候変動枠組采利第3回締約国会議(COP3)において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量につい
	て法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実
	施、クリーン開発メカニズム等の新たな仕組みが合意された。2005(平成
	- 他、グリーン開光メガーへム等の新たな任祖みが言意された。2005 (平成 - 17) 年 2 月に発効。米国は批准していない。
	11/ 十~刀(〜光刃。不凹は仏正しくヾ'なヾ'。

業務用冷凍空調機器	業務用のエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器(自動販売機
	を含む)。多くの場合、冷媒としてフロン類が充てんされているため、オゾ
	ン層保護及び地球温暖化防止の観点から、「フロン類の使用の合理化及び管
	理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」により、機器の整備時及び
	廃棄時に、当該機器に充てんされているフロン類を適切に回収し、破壊処理
	すること等が義務付けられている。
クールチョイス	2015 (平成 27) 年、全ての国が参加する形で、2020 (令和 2) 年以降の温暖
	化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、世界共通の目標と
	して、世界の平均気温上昇を2 度未満にする(さらに、1.5 度に抑える努
	力をする) こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが
	打ち出された。日本は、2030年に向けて、温室効果ガス排出量を 26%削減
	(※2013 (平成 25) 年度比)を掲げている。「COOL CHOICE(=賢い選択)」は、
	この目標達成のために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動等、温暖
	化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」を行
	うという取組である。
	なお、富士市では、2018 (平成 29) 年より、市民のアイデアをもとに 22 個
	の「賢い選択」を定めた「クールチョイス 22 (ふじ)」を策定し、市民への
	地球温暖化対策のための行動を促している。
クールビズ	冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く
	働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビ
	ジネススタイルの愛称。ノーネクタイやノージャケット等の軽装スタイル
	がその代表。
クルポ	静岡県の地球温暖化防止のための県民運動「ふじのくに COOL チャレンジ」
	の温暖化対策アプリ。スマートフォンにアプリをダウンロードして脱炭素
	アクション (環境に配慮した行動) をするとポイントを獲得することができ
	る。
クリーンエネルギー	石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリン車やディーゼ
自動車	ル車よりも窒素化合物、二酸化炭素等の排出量を少なくした自動車。天然ガ
	ス自動車、電気自動車、メタノール自動車、水素自動車、ガソリン車と電気
	自動車を組み合わせたハイブリッド自動車*、燃料電池車等がある。
グリーン経営認証	グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行って
1 N/c	いる事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものである。
下水道	下水を排除し、または処理するために設けられる施設のこと。
高効率給湯器	エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯器に比べて
	設備費は高いが、CO <sub>2</sub> 排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜
	熱回収型・ガスエンジン型・CO <sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ型等がある。
合成燃料	合成燃料は、CO <sub>2</sub> (二酸化炭素)と H <sub>2</sub> (水素)を合成して製造される燃料の
国連ハイレベル政治	持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム(HLPF)は、2015(平成
フォーラム	27) 年9 月に世界のリーダーが全会一致で採択した「持続可能な開発のた
	めの2030 アジェンダ」と17 の「持続可能な開発目標(SDGs)」実施に関
	し、政治的リーダーシップや指針、提言を提供するために不可欠なグローバールが近し合いの思った。と、は、アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ルな話し合いの場である。HLPF は、SDGs の実施面で何がうまく行き、何が
	うまく行っていないのかを検討することにより、SDGs のビジョンを実現す
	ることに役立つ。

コージェネレーショ	一種類の一次エネルギー(例えば燃料)から連続的に二種類以上の二次エネ
ン	ルギー(例えば電力または動力と温度レベルの異なる熱)を同時に発生させ
	る設備である。例えば、燃料を燃焼させることにより原動機を駆動して発電
	機を回転させ、発電を行うと同時に原動機の排ガスや冷却水の熱を蒸気ま
	たは温水として取り出し、冷暖房や給湯、プロセス加熱等に使用することを
	いう。ここで原動機とはガスタービン・ガスエンジン・ディーゼルエンジン
	等、ボイラーと蒸気タービンの組合せ、及び燃料電池設備を含む。
こどもエコクラブ	子どもなら誰でも参加できる、環境活動クラブ。2021 (令和3) 年度は、富
CC 0—-///	士市内に 15 クラブ、528 人の子どもたちが登録・活動している。
0 > > 0	
コンパクト・プラ	地方都市を対象に、地域の活力維持とともに、医療・福祉・商業などの生活
ス・ネットワーク	機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるように地域公共交通と連携して、
	コンパクトなまちづくりを目指す方針のこと。
再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源
	を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風
	力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等をエネルギー源として利用するもの
	を指す。
再エネ 100 宣言 RE	中小企業や自治体、教育機関等において使用電力を100%再生可能エネルギ
再工不 100 亘言 KE	
Action	一に転換することを宣言する新しい枠組み。
産業革命	(industrial revolution) 18 世紀後半に英国で始まった、技術革新によ
生术平明	る産業・経済・社会の大変革。19世紀前半にはヨーロッパ各国に広がった。
	石炭をエネルギー源とする蒸気機関が工場や輸配送機器において動力源と
	して利用されるなど、工業化の進展に伴い、エネルギー消費量が急速に増加
	するとともにエネルギーの利用用途も広がった。
三ふっ化窒素	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。
(NID.)	
$(NF_3)$	
(NF <sub>3</sub> ) 自然生態系	森林、川、海等の自然環境と、そこに生息する微生物、動物等全ての生物で構成される空間のこと
自然生態系	構成される空間のこと。
自然生態系持続可能な開発のた	構成される空間のこと。 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン	構成される空間のこと。 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政 治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、
自然生態系持続可能な開発のた	構成される空間のこと。 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、 実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン	構成される空間のこと。 2016 (平成28) 年から2030年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標(SDGs:17 ゴール(下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)と
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン	構成される空間のこと。 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、 実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン	構成される空間のこと。 2016 (平成28) 年から2030年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標(SDGs:17 ゴール(下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)と
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン	構成される空間のこと。 2016 (平成28) 年から2030年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標(SDGs:17 ゴール(下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン	構成される空間のこと。 2016 (平成28) 年から2030年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標(SDGs:17 ゴール(下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン	構成される空間のこと。 2016 (平成28) 年から2030年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標(SDGs:17 ゴール(下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要であ
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン ダ	構成される空間のこと。  2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。  大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン ダ	構成される空間のこと。  2016 (平成28) 年から2030年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標(SDGs:17 ゴール(下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。  大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン ダ	構成される空間のこと。 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後に
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン ダ	構成される空間のこと。  2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。  大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることによ
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン ダ	構成される空間のこと。  2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。  大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン ダ	構成される空間のこと。 2016 (平成28) 年から2030年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標(SDGs:17 ゴール(下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン ダ	構成される空間のこと。  2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。  大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。  エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン ダ	構成される空間のこと。 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律。一定規模以上の事業者が、エネルギーの使用状況等について定期的に報
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン ダ	構成される空間のこと。  2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。  大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。  エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン ダ	構成される空間のこと。 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律。一定規模以上の事業者が、エネルギーの使用状況等について定期的に報
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン ダ	構成される空間のこと。 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律。一定規模以上の事業者が、エネルギーの使用状況等について定期的に報告し、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を行う
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン ダ 循環型社会 省エネ法	構成される空間のこと。 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律。一定規模以上の事業者が、エネルギーの使用状況等について定期的に報告し、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を行うことを定めた法律。
自然生態系 持続可能な開発のた めの 2030 アジェン ダ 循環型社会 省エネ法	構成される空間のこと。 2016 (平成 28) 年から 2030 年までの国際社会共通の目標であり、序文、政治宣言、持続可能な開発目標 (SDGs:17 ゴール (下記)、169 ターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴である。採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律。一定規模以上の事業者が、エネルギーの使用状況等について定期的に報告し、省エネや非化石転換等に関する取組の見直しや計画の策定等を行うことを定めた法律。 便所と連結して、し尿またはし尿と雑排水を処理し、公共下水道以外に放流

<b>本</b> 县 本 世 本 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生	本社散歴四人主要引示以 典社人文上压彩本社社 (四年) oc 左社体体 0.40 日)
森林整備保全事業計	森林整備保全事業計画は、農林水産大臣が森林法(昭和26年法律第249号)
画	第4条の規定に基づき、全国森林計画の作成と併せ、5年ごとに定める計画の作成と併せ、5年ごとに定める計画の作成と併せ、5年ごとに定める計画の名間では、1年の第二年代は、1年の第二年代は、1年の第二年代は、1年の第二年代は、1年の第二年代は、1年の第二年代に第二十二年代に第二十二年代に第二十二年代に第二十二十二年代に第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
	画。全国森林計画(15 年計画)に掲げる目標の計画的な達成に資するため、
	5 年間の森林整備保全事業(森林整備事業及び治山事業)の目標や成果指
	標等を定めている。
水素社会	水素を主要なエネルギー源とする社会のことで、水素を交通、産業、電力等
	の分野で活用する。日本は、2018(平成30)年7月にとりまとめたエネル
	ギー基本計画の中で、脱炭素化に向けた切り札として、水素の活用を位置づ
	けた。水素を活用することによって、二酸化炭素等の温室効果ガスを排出す
	る化石燃料の利用をできる限り減らすこと(脱炭素化)を目指している。
生態系	ある地域に生息する全ての生物群集と、それを取り巻く環境を包括した全
	体。エコシステム。
ゼロエミッション	生産活動の結果排出される廃棄物や廃熱を他の産業において資源として活
	用することにより、廃棄物をできるだけゼロに近づけるとともに、物質循環
	を形成するための技術開発等により新たな産業を創出する等して、循環型
	地域社会を目指そうとするもの。
潜熱回収型給湯器	従来の給湯器では約80%が限界だった給湯熱効率を、排気熱・潜熱回収シス
	テムにより約95%までに向上。これにより省エネルギーを実現し、大幅なラ
	ンニングコストの削減を実現。
ソーラーカーポート	カーポートの屋根として太陽光発電パネルを用いるもの(太陽光発電一体
	型カーポート)、あるいは、カーポートの屋根上に太陽光発電パネルを設置
	するもの(太陽光発電搭載型カーポート)を指す。
ソーラーシェアリン	農地に支柱等を立てて、その上部に設置した太陽光パネルを使って日射量
グ	を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組のこと。
/	
代替フロン	1995 (平成7) 年末で製造・使用が廃止されたフロンに代わる化合物。HFC
	(ハイドロフルオロカーボン)、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)
1.17日 11.7% (干)	等がある。冷蔵庫や空調機等の冷媒に使われるが、温室効果の力が強い。
太陽光発電	「太陽電池」と呼ばれる装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変
Mr o VI - Jan W	換する発電方式。
第6次エネルギー	エネルギー政策の基本的な方向性を示すためにエネルギー政策基本法に基
基本計画	づき政府が策定する計画。第6次エネルギー基本計画では、2050年カーボ
	ンニュートラルの達成、中間目標として 2030 年度の 46%削減が設定され、
	新たな削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すことが、重要
п)/ Ш - <del></del>	なテーマとして位置づけられている。
脱炭素社会	地球温暖化の主要な原因である CO <sub>2</sub> の排出がない、あるいは排出した CO <sub>2</sub> を
	何らかの方法で除去することにより、実質的な排出ゼロを実現した社会の
A 1.1 Ven	
脱フロン社会	フロン類は、燃えにくく、化学的に安定であり、液化しやすく、人体に毒性
	が無いといった多くの利点があるため、エアコン、カーエアコン、冷蔵庫、
	自動販売機、飲食品冷蔵・冷凍ショーケース、冷水機等の冷媒(熱を運ぶ物
	質)、断熱材等の発泡剤、半導体や精密部品の洗浄剤、パソコン等のダスト
	ブロワー(埃吹きスプレー)等のエアゾール等幅広い用途に活用されてきて
	いる。大別すると3種類あり、最初に CFC (クロロフルオロカーボン)、次
	に HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)、最近では HFC (ハイドロフル
	オロカーボン)が使われるようになっている。これは、オゾン層を破壊する
	CFC や HCFC からオゾン層を破壊しない HFC に転換したためだが、いずれの
	フロン類も強力な温室効果ガス (地球温暖化を強く促進する物質) であるこ
	とから、現在ではフロン類を使わない技術や製品が開発されている。これら
	┃ フロン類を使用しない社会のことを「脱フロン社会」という。

地域気候変動適応計画	2018 (平成30) 年6月、「気候変動適応法(以下「適応法」という。)」が成立し、同年12月1日に施行された。適応法では、地方公共団体の責務と
	して、「その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に
	関する施策の推進」(第4条第1項)及び「その区域における事業者等の気
	候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図ること」(第4条
	第2項)が定められている。また、都道府県及び市町村が、それぞれの区域の特徴に広じた済広な状態はスなり、地域気候の動産内制度の第字に扱う
	の特徴に応じた適応を推進するため、地域気候変動適応計画の策定に努める(第12条)とされている他、気候変動影響及び気候変動適応に関する情
	報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、地域気
	候変動適応センターの確保に努めること(第13条)、また、気候変動適応
	に関する施策の推進に当たっては、防災や農林水産業の振興、生物多様性の
	保全等関連する施策との連携を図るよう努めること (第15条) が定められ
	ている。
地球温暖化	地球全体の平均気温が上昇する現象。生態系に悪影響を及ぼすおそれがあ
	る。主な原因は、人工的に排出される CO <sub>2</sub> やメタン等の温室効果ガスであり、
	産業革命以降、化石燃料を大量に使用することで加速化したとされる。
地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に
	地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事
	業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地
地球温暖化対策の推	方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。 温対法と略す。地球温暖化防止への国際的な動き、「気候変動枠組条約」を
進に関する法律(温	踏まえ、これを推進するための国内法「地球温暖化対策の推進に関する法
対法)	律」として、1998(平成10)年に制定された。環境省が主管する。
7114)	2005 (平成 17) 年改正では、企業の温室効果ガス排出量の公表が規定され
	た。
「環境と開発に関す	昭和47(1972)年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議の
る国際連合会議」(地	20 周年を機に、1992 (平成4) 年6 月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロ
球サミット)	で開催された首脳レベルでの国際会議。地球サミットとも呼ばれる。人類共
	通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な
	方策が話し合われた。
	「環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言(リオ宣言)」や宣言の諸
	原則を実施するための「アジェンダ 21」そして「森林原則声明」が合意された。
地産地消	(「地域生産地域消費」、「地元生産地元消費」等の略) その地域で作られた
×四/王×四Ⅱ1	農産物・水産物等を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。
	輸送費用を抑え、フードマイレージ削減や、地域の食材・食文化への理解促
	進(食育)、地域経済活性化、食料自給率のアップ等につながるものと期待
	されている。
電気自動車	蓄電池等の電力源を積載し、モーターを原動機とする自動車。排ガスを出さ
771	ない。EV (Electric Vehicle)。
電動車	電動車とは、車両の動力に電気を使うクルマのこと。HEV (ハイブリッド車)、PRV (電気 自動車)、PRV (はま機能量
	PHEV (プラグインハイブリッド車)、BEV (電気自動車)、FCEV (水素燃料電 地車) 笠の種類がなげられる
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	池車)等の種類があげられる。 炭素や炭素化合物の完全燃焼、生物の呼吸や発酵、火山の噴火等のときに生
→ 政门山火赤 (UU2)	成される、無色・無臭の気体。空気中に約0.03 パーセント存在。
	工業的には石灰石を熱して作る。炭酸ナトリウムの製造や清涼飲料水・ドラ
	イアイス・消火剤等に使用。化学式 $CO_2$

ネガティブエミッシ	   大気中に蓄積している温室効果ガスを回収・除去する技術の総称。
ョン	八八十に雷惧している価重効未みへを固収・除五する政門の心体。
燃料電池	燃料(水素等)と酸化剤(酸素等)の化学反応によって電気エネルギーを取
	り出す装置。家庭用燃料電池の場合、ガス等から水素を取り出し、空気中の
	酸素と反応させる。この化学反応で排出されるのは水だけで、CO2等の温室
	効果ガスは排出されないため、クリーンエネルギーの一つとされる。化学反
	応の際に発生する熱も給湯等に活用する。水素は、ガス以外にも灯油・バイ
	オエタノール等から取り出すこともできる。
ノンフロン化	オゾン層の保護及び地球温暖化防止のため、フロン類を使用しない製品(ノ
	ンフロン製品) の利用を進めることである。これらの製品の普及を促進する
	ため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入
	法)に基づき、国の行政機関には原則としてノンフロン製品の使用を義務づした。
	けられており、また、民間企業でもノンフロン製品が使用されるよう補助事
	業を行っている。
パーフルオロカーボ	フルオロカーボン類に属する化学物質で、炭化水素の水素を全部フッ素で
ン (PFC)	置換したもの。強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象
	となっている。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイ
	オマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、
	黒液、下水汚泥等がある。主な活用方法は、農業分野における飼肥料として
	の利用や汚泥のレンガ原料としての利用がある他、発電、アルコール発酵、
ノ ド ロ フ ュ ナ ロ カ	メタン発酵等による燃料化等のエネルギー利用等もある。
ハイドロフルオロカ ーボン(HFC)	代替フロンの一種。CFC、HCFC の代替物質として使用される。   オゾン層の破壊効果はないものの、強力な温室効果ガスであり、京都議定書
- W > (III.C)	イノン層の破壊効素はないものの、強力な価重効素が入りのり、京都蔵だ音   において排出削減の対象となっている。
ハイブリッド自動車	エンジンとモーターの 2 つの動力源をもち、それぞれの利点を組合わせて
/ インノノーロ野平	駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。
バリアフリー化	障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の
	段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話
	のボタン等に触ればわかる印をつけたりするのがその例である。
パリ協定	2015 (平成 27) 年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第
	21 回締約国会議(COP21)において採択された、地球温暖化対策の法的枠組
	みを定めた協定。産業革命前からの気温上昇を 2.0 度未満に押さえるとと
	もに、1.5 度未満に収まるよう努力することを目的としており、CO₂等削減
	目標を国連に報告することや、目標を達成するための国内対策の実施等を
7. 1.10	義務づけている。削減目標の達成自体は義務づけられていない。
ヒートポンプ	気体に圧力をかけると熱を持つ性質を利用して、大気中の熱を集めて必要した。大気中の熱を利用された。佐り出す
	なところに移動させる仕組みのこと。大気中の熱を利用するため、作り出す 熱に対して消費するエネルギーが小さい特徴がある。
モーダルシフト	トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船
	船の利用へと転換すること。
リサイクル	廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用(再資源化)、
(再生利用)	焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル(熱回収)がある。
リデュース	廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リ
(発生抑制)	デュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製
	造・販売等の自粛、製品の長寿命化等製品の設計から販売にいたるすべての
	段階での取組が求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入
	しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さない等ライフ
	スタイル全般にわたる取組が必要。

リユース (再利用)	いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。具体的には、
	(1) あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修
	理等を施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品
	を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3) ユーザ
	一から回収された機器等から再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしく
	は修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」等がある。
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	フッ素と硫黄からなる化合物。強力な温室効果ガス。

#### 6-2 温室効果ガス排出量推計方法

富士市の温室効果ガス排出量は、原則として「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル 算定手法編」(環境省、2022(令和4)年3月)に基づいています。

積み上げ法による算定は、算定に時間と費用がかかること、温対法改正により、排出量を毎年算定 しなければならなくなったこと等から、前計画同様、以下の表のように、職員が毎年容易に算定でき る方法としています。

#### ■温室効果ガス排出量現況推計方法

基本的な算定式:国全体での温室効果ガス排出量×国と富士市の活動量比

区分				現況 推計方法	活動量(案分の元とした活動量)	出典資料
	エネルギー起源	産業部門	農林水産業	A法 (按分法)	農業:全国 耕地面積案 分 林業:全国 民有林間伐 面積案分 漁業:全国 漁獲量案分	温室効果ガス排出量(環境省)、作物統計 調査(農林水産省)、海面漁業生産統計調査 (農林水産省)、森林・林業統計要覧(農林 水産省)、富士市の森林・林業(富士市)
			建設業	A法 (按分法)	全国 建設業従業者人数 案分	温室効果ガス排出量(環境省)、事業所・ 企業統計調査(総務省)、富士市統計書(富 士市)
			製造業	A法 (按分法) B法 (積上げ法)	大規模:全国 温室効果 ガス排出量報告制度 小規模:全国 大規模以 外排出量を事業所数案分	温室効果ガス排出量(環境省)、算定・報告・公表制度による排出量等データ(環境省)、工業統計(経済産業省)、富士市の工業(富士市)
		運輸部門	自動車	A法 (按分法)	全国 車種ごと保有台数 案分	温室効果ガス排出量(環境省)、自動車輸送統計年報(国土交通省)、富士市統計書 (富士市)
$CO_2$			鉄道	A法 (按分法)	全国 営業キロ案分	温室効果ガス排出量(環境省)、鉄道統計 年報(国土交通省)
$CO_2$		民生部門	家庭系	A法 (按分法)	東海4県 人口案分	温室効果ガス排出量(環境省)、住民基本 台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調 査(総務省)、富士市統計書(富士市)
			業務系	A法 (按分法)	全国 延床面積	温室効果ガス排出量(環境省)、固定資産 に関する概要調書(総務省)、富士市統計 書(富士市)
	非エネルギー起源	工業プロセ製品の使用		A法 (按分法)	全国 製造品出荷額案分	温室効果ガス排出量(環境省)、工業統計 (経済産業省)、富士市の工業(富士市)
		廃棄物 ド 部門	一般廃 棄物	B法 (積上げ法)	実績値	富士市新環境クリーンセンター
			産業廃棄物	A法 (按分法)	全国 製造品出荷額案分 したものから一般廃棄物 分を控除	温室効果ガス排出量(環境省)、工業統計 (経済産業省)、富士市の工業(富士市)
		その他 (農業・	農業	A法 (按分法)	全国 耕地面積案分	温室効果ガス排出量(環境省)、作物統計 調査(農林水産省)
		間接 CO <sub>2</sub> 等)	その他	A法 (按分法)	全国 その他以外の温室 効果ガス排出量案分	温室効果ガス排出量(環境省)、本表 CO <sup>2</sup> 排 出量の算出に用いた資料

区分		現況 推計方法	活動量 (案分の元とした活動 量)	出典資料
	農業	A法 (按分法)	全国 耕地面積案分	温室効果ガス排出量(環境省)、作物統計 調査(農林水産省)
	廃棄物	A法 (按分法)	全国 廃棄物部門 CO <sup>2</sup> 排 出量	温室効果ガス排出量(環境省)、富士市新 環境クリーンセンター、工業統計(経済産 業省)、富士市の工業(富士市)
メタン	燃料の燃焼	A法 (按分法) B法 (積上げ法)	大規模:全国 温室効果ガス排出量報告制度 小規模:全国 大規模 以外排出量を事業所数 案分	温室効果ガス排出量(環境省)、算定・報告・公表制度による排出量等データ(環境省)、工業統計(経済産業省)、富士市の工業(富士市)
	燃料からの漏出	A法 (按分法)	全国 製造品出荷額案 分	温室効果ガス排出量(環境省)、工業統計 (経済産業省)、富士市の工業(富士市)
	工業プロセス及び製品 の使用	A法 (按分法)	全国 製造品出荷額案 分	温室効果ガス排出量(環境省)、工業統計 (経済産業省)、富士市の工業(富士市)
_	農業	A法 (按分法)	全国 耕地面積案分	温室効果ガス排出量(環境省)、作物統計 調査(農林水産省)
酸化二窒素	燃料の燃焼、燃料から の漏出 工業プロセス及び製品 の使用 (積上げ法)		大規模:全国 温室効果ガス排出量報告制度 小規模:全国 大規模 以外排出量を事業所数 案分	温室効果ガス排出量(環境省)、算定・報告・公表制度による排出量等データ(環境省)、工業統計(経済産業省)、富士市の工業(富士市)
	HFCs	A法 (按分法)	全国 製造品出荷額案 分	温室効果ガス排出量(環境省)、工業統計 (経済産業省)、富士市の工業(富士市)
フロン	PFCs A法 (按分法)		全国 製造品出荷額案 分	温室効果ガス排出量(環境省)、工業統計 (経済産業省)、富士市の工業(富士市)
ガス	SF6	A法 (按分法)	全国 製造品出荷額案 分	温室効果ガス排出量(環境省)、工業統計 (経済産業省)、富士市の工業(富士市)
	NF3	該当なし	_	_

## 6-3 富士市温室効果ガス排出量将来推計方法

将来(現状趨勢ケース)の推計方法は、以下の表に示した方法で推計しています。

#### ■温室効果ガス排出量将来推計方法

基本的な算定式:2015年における富士市の温室効果ガス排出量×活動量変化率

	区分		活動量変化率	出典資料		
			農林水産業	富士市の人口推計変化率	第六次富士市総合計画 人口推計(富士市)	
		産業部門	建設業	富士市の人口推計変化率	第六次富士市総合計画 人口推計 (富士市)	
	エネル		製造業	全国の活動量(紙・板紙生産 量等)の見通し	「2030 年度におけるエネルギー需給 の見通し関連資料」(令和3年9月、 資源エネルギー庁)	
	ギー	運輸部門	自動車	富士市の労働人口推計変化率	第六次富士市総合計画 人口推計(富士市)	
	起源	(生制型)[1]	鉄道	富士市の人口推計変化率	第六次富士市総合計画 人口推計(富士市)	
$CO_2$		民生部門	家庭系	富士市の人口推計変化率	第六次富士市総合計画 人口推計(富士市)	
002		戊生部门	業務系	富士市の人口推計変化率	第六次富士市総合計画 人口推計(富士市)	
	-11-	工業プロセ 及び製品の		全国の人口推計変化率	日本の市区町村別将来推計人口(国立 社会保障・人口問題研究所)	
	非エネ	廃棄物部門	一般廃棄物	富士市の人口推計変化率	第六次富士市総合計画 人口推計(富士市)	
	ルギー起源		産業廃棄物	全国の人口推計変化率	日本の市区町村別将来推計人口(国立 社会保障・人口問題研究所)	
		- 起 その他 (農業・	農業	富士市の人口推計変化率	第六次富士市総合計画 人口推計(富士市)	
		間接 CO <sub>2</sub> 等)	その他	全国の人口推計変化率	日本の市区町村別将来推計人口(国立 社会保障・人口問題研究所)	
	農業			富士市の人口推計変化率	第六次富士市総合計画 人口推計(富士市)	
	廃棄物			全国の人口推計変化率	日本の市区町村別将来推計人口(国立 社会保障・人口問題研究所)	
メタン	燃料の燃焼			全国の人口推計変化率	日本の市区町村別将来推計人口(国立 社会保障・人口問題研究所)	
		燃料からの漏出		全国の人口推計変化率	日本の市区町村別将来推計人口(国立 社会保障・人口問題研究所)	
	工業プロセス及び製品の使用			全国の人口推計変化率	日本の市区町村別将来推計人口(国立 社会保障・人口問題研究所)	
<u> </u>		農業		富士市の人口推計変化率	第六次富士市総合計画 人口推計(富士市)	
室酸素化	燃料の燃焼、燃料からの漏出 工業プロセス及び製品の使用			全国の人口推計変化率	日本の市区町村別将来推計人口(国立 社会保障・人口問題研究所)	
		HFCs		全国の人口推計変化率	日本の市区町村別将来推計人口(国立 社会保障・人口問題研究所)	
フロン		PFCs		全国の人口推計変化率	日本の市区町村別将来推計人口(国立 社会保障・人口問題研究所)	
ガス		SF6		全国の人口推計変化率	日本の市区町村別将来推計人口(国立 社会保障・人口問題研究所)	
		NF3		_	-	

#### 6-4 施策の実施による 2030 年度における温室効果ガス排出削減量の算定根拠

- ※ GHG 排出量は算出結果に対し、有効数字を考慮し適宜切り上げている。
- 1. 再生可能エネルギーをつかう
  - 1-1 太陽エネルギーの利用推進
  - (1) 再生可能エネルギー電気の利用拡大(民生家庭部門)

項目	数値	根拠、内容
太陽光発電導入可能量	559, 771kW	①=ゼロカーボン戦略 3-4-3 項
導入目標(2030年度)割合	20%	②=市独自目標
導入目標(2030年度)出力	112, 000kW	3=1)×2
現状導入実績(2015年度末)	28, 747kW	④=固定価格買取制度 WEB サイト
1kW 当たり年間発電可能量	1,258kWh/kW	⑤=METPV-20 NEDO
排出係数**	0.490kg-C0 <sub>2</sub> /kWh	⑥=東京電力 WEB サイト
GHG 排出量削減可能量	52, 000t-C0 <sub>2</sub>	7= (3-4) ×5×6

<sup>※ 2015</sup>年度(以降年度の表示がないものは全て2015年度)

#### (2) 再生可能エネルギー電気の利用拡大(民生業務部門)

項目	数値	根拠、内容
太陽光発電導入可能量	428, 469kW	①=ゼロカーボン戦略 3-4-3 項
導入目標(2030年度)割合	20%	②=市独自目標
導入目標(2030年度)出力	86, 000kW	3=1)×2
現状導入実績(2015年度末)	39, 187kW	④=固定価格買取制度 WEB サイト
1kW 当たり年間発電可能量	1,258kWh/kW	⑤=METPV-20 NEDO
排出係数	0.490kg-C0 <sub>2</sub> /kWh	⑥=東京電力 WEB サイト
GHG 排出量削減可能量	28, 900t-C0 <sub>2</sub>	7= (3-4) ×5×6

#### (3) 再生可能エネルギー熱の利用拡大(民生業務部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	3,618万t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	3,039万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の業務部門床面積	$1,299,071\text{m}^2$	③=固定資産に関する概要調書
富士市の業務部門床面積	$2,294m^2$	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	10, 300t-CO <sub>2</sub>	5= (1-2) ×4÷3

- 1-2 廃棄物が持つ未利用エネルギーの有効利用
- (1) 下水道における省エネ・創エネ対策の推進(非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他)

項目	数值	根拠、内容
消化ガス発電出力(2030年	300 万 kWh	①=西部浄化センターの消化ガス発電量
度)		
消化ガス発電出力	0万kWh	②=市独自資料
排出係数 (2030 年度)	0.370kg-CO <sub>2</sub> /kWh	③=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
GHG 排出量削減可能量	1,200t-CO <sub>2</sub>	(1)—(2) ×(3)

#### (2) 一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入(非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他)

項目	数值	根拠、内容
廃棄物発電の発電量	1,400万kWh	①=令和元年度環境衛生事業概要
(2030年度)		
廃棄物発電の発電量	819 万 kWh	②=令和元年度環境衛生事業概要
排出係数(2030年度)	0.370kg-CO <sub>2</sub> /kWh	③=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
GHG 排出量削減可能量	2, 200t-CO <sub>2</sub>	4= (1-2) ×3

#### (3) 廃棄物処理業における燃料製造・省エネ対策の推進(非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他)

項目	数值	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	149万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	-0.5万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国の産業廃棄物発生量	391, 185 千 t	③=産業廃棄物統計
国の一般廃棄物発生量	41,586 千 t	④=産業廃棄物統計
国の廃棄物由来 GHG 排出量	28, 975kt-CO <sub>2</sub>	⑤=温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル
		より独自算定
市の廃棄物由来 GHG 排出量	318, 967t-CO <sub>2</sub>	⑥=市独自資料
GHG 排出量削減可能量	14, 900t-CO <sub>2</sub>	7= (1)-2) ×3÷ (3+4) ×6÷5

- 1-3 徹底した再生可能エネルギーの推進と省エネ効果を高める再エネ導入
- (1) 高効率給湯器の導入(民生家庭部門)

項目	数値	根拠、内容
ヒートポンプ給湯機導入数	12, 455	①=富士市環境報告書
ヒートポンプ給湯機導入目		②=国計画を基に設定
標	39, 300	
(2030年度)		
潜熱回収型給湯器導入数	19, 166	③=富士市環境報告書
潜熱回収型給湯器導入目標	91, 900	④=国計画を基に設定
(2030年度)	91, 900	
燃料電池導入数	296	⑤=富士市環境報告書
燃料電池導入目標(2030年	5, 800	⑥=国計画を基に設定
度)		
省エネ量 (ヒートポンプ)	0.25kL/台	⑦=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
省エネ量(潜熱回収型)	0.03 kL/台	⑧=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
省工ネ量 (燃料電池)	0.07 kL/台	⑨=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
給湯器燃料の排出係数	2. 2t-CO <sub>2</sub> /kL	⑩=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
GHG 排出量削減可能量	20, 500t-CO <sub>2</sub>	
		+ (⑥—⑤) ×⑨} ×⑩

#### (2) 高効率照明の導入(民生家庭部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	651 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	331 万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の世帯数	53,332 千世帯	③=国立社会保障・人口問題研究所
富士市の世帯数	103 千世帯	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	6, 200t-C0 <sub>2</sub>	(5)= ((1)(2)) ×4+:3

## (3) トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上(民生家庭部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	475.7万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	96.4万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の世帯数	53,332 千世帯	③=国立社会保障・人口問題研究所
富士市の世帯数	103 千世帯	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	7, 300t-CO <sub>2</sub>	(1)—(2) ×4÷3

#### (4) 省エネルギー型浄化槽整備の推進(民生家庭部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	4.9万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	1.1万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の世帯数	53,332 千世帯	③=国立社会保障・人口問題研究所
富士市の世帯数	103 千世帯	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	100t-CO <sub>2</sub>	(5)= ((1)(2)) ×(4)÷(3)

#### (5) 高効率給湯器の導入(民生業務部門)

項目	数值	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	141 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	22.7万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の業務部門床面積	$1,299,071\text{m}^2$	③=固定資産に関する概要調書
富士市の業務部門床面積	$2,294m^2$	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	2, 100t-CO <sub>2</sub>	\$= (1\(-2\)) \(\times 4\) \ddot 3

#### (6) 高効率照明の導入(民生業務部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	672 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	387.7万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の業務部門床面積	1, 299, 071m <sup>2</sup>	③=固定資産に関する概要調書
富士市の業務部門床面積	2, 294m <sup>2</sup>	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	5, 100t-C0 <sub>2</sub>	\$= (1)—2) ×4÷3

#### (7) 防犯用街路灯への LED 照明の導入 (民生業務部門)

項目	数値	根拠、内容
防犯用街路灯の LED 照明数 (2030 年度)	21, 000	①=市独自資料
防犯用街路灯の LED 照明数	3, 393	②=市独自資料
LED 照明の定格消費電力	12W	③=メーカー資料を基に設定
蛍光灯の定格消費電力	26W	④=メーカー資料を基に設定
1日当たりの点灯時間	10 時間	⑤=独自設定
排出係数	$0.490 \mathrm{kg}$ - $\mathrm{CO}_2/\mathrm{kWh}$	⑥=東京電力 WEB サイト
GHG 排出量削減可能量	500t-CO <sub>2</sub>	$\bigcirc = (\bigcirc -2) \times (\bigcirc -3) \times (3 \times 365 \times 6)$

#### (8) トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上(民生業務部門)

項目	数值	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	920 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	112 万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の業務部門床面積	$1,299,071\text{m}^2$	③=固定資産に関する概要調書
富士市の業務部門床面積	$2,294m^2$	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	14, 300t-CO <sub>2</sub>	\$= (1)—2) ×4÷3

#### 1-4 その他再生可能エネルギーの促進

(1) 再生可能エネルギー電気の利用拡大(部門共通)

項目	数值	根拠、内容
ソーラーシェアリング	15, 728, 422kWh	①=実行計画表 3-2
導入可能量		
汚泥バイオマス発電	64, 196kWh	②=実行計画表 3-3
導入可能量		
家畜排せつ物バイオマス発	4, 036, 170kWh	③=実行計画表 3-3
電導入可能量		
導入目標(割合)	20%	④=市独自目標
排出係数	0.490kg-C0 <sub>2</sub> /kWh	⑤=東京電力 WEB サイト
GHG 排出量削減可能量	2,000t-C0 <sub>2</sub>	7= (1)+2+3) ×4×5

#### 2. 脱炭素を目指して行動する

- 2-1 住宅・建築物の省エネルギー化の推進
- (1) 住宅の省エネルギー化 (新築) (民生家庭部門)

項目	数值	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	620 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	0万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の世帯数	53,332 千世帯	③=国立社会保障・人口問題研究所
富士市の世帯数	103 千世帯	④=富士市統計書
温度補正係数	0.8	⑤=空調負荷係数(省エネルギーセンター)
GHG 排出量削減可能量	9,600t-CO <sub>2</sub>	6= (1)—2) ×4÷3×5

#### (2) 住宅の省エネルギー化(改修)(民生家庭部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	223 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	0万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の世帯数	53,332 千世帯	③=国立社会保障・人口問題研究所
富士市の世帯数	103 千世帯	④=富士市統計書
温度補正係数	0.8	⑤=空調負荷係数(省エネルギーセンター)
GHG 排出量削減可能量	3, 500t-CO <sub>2</sub>	6= (1)—2) ×4÷3×5

#### (3) 建築物の省エネルギー化 (新築) (民生業務部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	1,010 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	0万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の業務部門床面積	$1,299,071\text{m}^2$	③=固定資産に関する概要調書
富士市の業務部門床面積	$2,294m^2$	④=富士市統計書
温度補正係数	0.8	⑤=空調負荷係数(省エネルギーセンター)
GHG 排出量削減可能量	14, 300t-CO <sub>2</sub>	6= (1)—2) ×4÷3×5

#### (4) 建築物の省エネルギー化(改修)(民生業務部門)

項目	数值	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	35.5万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	0万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の業務部門床面積	$1,299,071\text{m}^2$	③=固定資産に関する概要調書
富士市の業務部門床面積	$2,294m^2$	④=富士市統計書
温度補正係数	0.8	⑤=空調負荷係数(省エネルギーセンター)
GHG 排出量削減可能量	600t-CO <sub>2</sub>	6= (1-2) ×4÷3×5

#### 2-2 脱炭素型経営の支援

(1) BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施(民生業務部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	644 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	128.3 万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の業務部門床面積	$1,299,071\text{m}^2$	③=固定資産に関する概要調書
富士市の業務部門床面積	$2,294\text{m}^2$	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	9, 200t-CO <sub>2</sub>	(5)= (1)—(2) ×4÷(3)

#### (2) 特定排出者における着実な計画の実施(産業部門)

#### ■ 省エネ部分の取組(「脱炭素型経営の支援」の目標)

項目	数値	根拠、内容
2015 年度温室効果ガス排出量	2, 556, 349-CO <sub>2</sub>	①=市独自調査
年別削減率	2.5%	②=SBT (Science Based Targets) より 2050 年の温度上昇幅を 2℃に抑えるために必 要な温室効果ガス排出量削減率を採用
省工ネ実施率	$49\% (2015) \rightarrow 100\% (2030)$	③=2015 年度の実施率を 2030 年度まで改善
GHG 排出量削減可能量	616, 000t-CO <sub>2</sub>	④=毎年の削減率×実施率を前年度に加算

#### ■ 再エネその他の取組(「その他再生可能エネルギーの促進」の目標)

項目	数値	根拠、内容
特定排出者の 2013 (平成 25)		①=算定・報告・公表制度による排出量等データ
年度温室効果ガス排出量		(環境省)
特定排出者の 2030) 年度温室効	2, 193, 347t-CO <sub>2</sub>	②=市独自調査
果ガス排出量 (BAU)		
削減目標	46%	③=国の目標
省エネ部分の取組	616, 000t-CO <sub>2</sub>	④=省エネ部分の取組④
GHG 排出量削減可能量	129, 465t-CO <sub>2</sub>	⑤=②—①× (1-③) —④

#### (3) その他産業部門における省エネの実施(産業部門)

項目	数値	根拠、内容
2018 (平成 30) 年度温室効果ガス排出量	40, 684t-CO <sub>2</sub>	①=市独自調査
GHG 排出量削減可能量	0t-CO <sub>2</sub>	②=2018 (平成 30) 年度時点で基準年度比 54% 削減しているため追加目標はなしとした

## (4) 水道事業における省エネ・再エネ対策の推進等(非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	21.6万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	1.8万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の世帯数	53,332 千世帯	③=国立社会保障・人口問題研究所
富士市の世帯数	103 千世帯	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	400t-CO <sub>2</sub>	(1)—(2) ×4÷3

#### (5) 産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用(非エネルギー起源CO<sub>2</sub>及びその他)

項目	数值	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	3万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	−2 万 t−CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国の産業廃棄物発生量	391, 185 千 t	③=産業廃棄物統計
国の一般廃棄物発生量	41,586 千 t	④=産業廃棄物統計
国の廃棄物由来 GHG 排出量	28, 965t-CO <sub>2</sub>	⑤=温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル
		より独自算定
市の廃棄物由来 GHG 排出量	318, 967t-CO <sub>2</sub>	⑥=市独自調査
GHG 排出量削減可能量	500t-CO <sub>2</sub>	7= (1-2) ×3÷ (3+4) ×6÷5

#### (6) 水田メタン排出削減(非エネルギー起源CO<sub>2</sub>及びその他)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	104万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	12 万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国の農地策付け面積	4, 496, 000ha	③=作物統計調査
市の農地策付け面積	2, 580ha	④=作物統計調査
GHG 排出量削減可能量	600t-C0 <sub>2</sub>	\$= (1)—2) ×4÷3

#### (7) 施肥に伴う一酸化二窒素削減 (非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他)

項目	数值	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	24 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	12.3万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国の農地策付け面積	4, 496, 000ha	③=作物統計調査
市の農地策付け面積	2, 580ha	④=作物統計調査
GHG 排出量削減可能量	70t-CO <sub>2</sub>	5= (1-2) ×4÷3

#### (8) 事業活動におけるメタン削減 (非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他)

項目	数值	根拠、内容
メタン発生量 (2013 年度)	80, 920 t-CO <sub>2</sub>	①=独自算定
メタン発生量(2030 年度 BAU)	102, 999t-CO <sub>2</sub>	②=独自算定
削減目標	40%	③=独自設定
(5)による削減効果	500t-CO <sub>2</sub>	④=(5) Ø⑦
GHG 排出量削減可能量	53, 947t-CO <sub>2</sub>	\$=2-1× (100%-3) -4

## (9) 事業活動に伴う一酸化二窒素削減 (非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他)

項目	数值	根拠、内容
一酸化二窒素発生量(2013年度)	268, 973t-CO <sub>2</sub>	①=独自算定
一酸化二窒素発生量(2030年度BAU)	324, 336t-C0 <sub>2</sub>	②=独自算定
削減目標	40%	③=独自設定
GHG 排出量削減可能量	162, 952t-CO <sub>2</sub>	④=②①× (100%③)

#### (10) ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低 GWP 化の推進 (非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	1,463 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	14.1万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国のフロン類排出量	45, 295 <b>←</b> t−C0 <sub>2</sub>	③=温室効果ガスインベントリオフィス
市のフロン類排出量 (2014)	170 f t-CO₂	④=市独自調査
国計画の波及効果	54.4 ft-CO <sub>2</sub>	\$= {(1)—2) ×4÷3}
市のフロン類排出量 (2013)	149 f t-CO₂	⑥=市独自調査
国のフロン類削減目標	44%	⑦=地球温暖化対策計画の改定について(環境省)
市のフロン類排出量 (2030BAU)	179 f t-CO₂	⑧=市独自調査
GHG 排出量削減可能量	41,012t-CO <sub>2</sub>	$\$ = \$ \div \{(8)\$ + (9)\$ + (10)\$ \}$ ×
		{\( \sigma - \tilde{6} \times \) \( (1 - \tilde{7}) \) \}

## (11) 業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏洩防止(非エネルギー起源CO<sub>2</sub>及びその他)

項目	数值	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	2,150 万 t-CO <sub>2</sub>	① = 地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	0万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の業務部門床面積	$1,299,071\text{m}^2$	③=固定資産に関する概要調書
富士市の業務部門床面積	$2,294m^2$	④=富士市統計書
国計画の波及効果	38 f t-CO₂	\$= (1)—2) ×4÷3
市のフロン類排出量(2013)	149 f t-CO₂	⑥=市独自調査
国のフロン類削減目標	44%	⑦=地球温暖化対策計画の改定について(環境省)
市のフロン類排出量 (2030BAU)	179 f t-CO₂	⑧=市独自調査
GHG 排出量削減可能量	28, 648t-C0 <sub>2</sub>	$\$ = \$ \div \{(8)\$ + (9)\$ + (10)\$ \}$
		{®—⑥× (1 —⑦)}

#### (12) 業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン類の回収の促進(非エネルギー起源CO<sub>2</sub>及びその他)

項目	数值	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	1,690 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	-32.7万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の業務部門床面積	$1,299,071\text{m}^2$	③=固定資産に関する概要調書
富士市の業務部門床面積	$2,294m^2$	④=富士市統計書
国計画の波及効果	31 ≠ t-CO <sub>2</sub>	(1)—(2) ×(4)÷(3)
市のフロン類排出量 (2013)	149 ft-CO <sub>2</sub>	⑥=市独自調査
国のフロン類削減目標	44%	⑦=地球温暖化対策計画の改定について(環境省)
市のフロン類排出量 (2030BAU)	179 ft-CO₂	⑧=市独自調査
GHG 排出量削減可能量	22, 994t-CO <sub>2</sub>	$\$ = \$ \div \{(8)\$ + (9)\$ + (10)\$ \}$
		{®—⑥× (1 —⑦)}

## (13) 産業界の自主的な取組の推進(非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	122 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	17.9万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国のフロン類排出量	45, 295 千 t-CO <sub>2</sub>	③=温室効果ガスインベントリオフィス
市のフロン類排出量	170 千 t-CO <sub>2</sub>	④=市独自調査
国計画の波及効果	4,000t-CO <sub>2</sub>	⑤= (①─②) ×④÷③
市のフロン類排出量 (2013)	149 千 t-CO <sub>2</sub>	⑥=市独自調査
国のフロン類削減目標	44%	⑦=地球温暖化対策計画の改定について (環境省)
市のフロン類排出量 (2030BAU)	179 千 t-CO <sub>2</sub>	⑧=市独自調査
GHG 排出量削減可能量	3, 016t-C0 <sub>2</sub>	$\$ = \$ \div \{(8)\$ + (9)\$ + (10)\$ \times \{\$ - \$ \times (1 - \$)\}$

#### 2-3 環境啓発の推進

(1) HEMS・スマートメーターの導入や省エネルギー情報を通じた徹底的なエネルギー管理の実施 (民生家庭部門)

項目	数值	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	569.1万t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	4.1万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
全国の世帯数	53, 332 千世帯	③=国立社会保障·人口問題研究所
富士市の世帯数	103 千世帯	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	10, 900t-CO <sub>2</sub>	\$= (1\(-2\)) \(\times 4\) \ddot 3

#### (2) クールビズの実施徹底の促進(民生家庭部門)

項目	数値	根拠、内容
クールチョイス 22 賛同者	65,500 人	①=市独自目標
(2030年度)		
クールチョイス 22 賛同者	47,972 人	②=市独自資料
(2015年度)		
クールビズによる CO <sub>2</sub> 削減見	1.3kg-CO <sub>2</sub> /人・年	③ = 地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
込み量		より算定
GHG 排出量削減可能量	30t-CO <sub>2</sub>	4= (1-2) ×3

#### (3) ウォームビズの実施徹底の促進(民生家庭部門)

項目	数值	根拠、内容
クールチョイス 22 賛同者	65, 500 人	①=市独自目標
(2030年度)		
クールチョイス 22 賛同者	47,972 人	②=市独自資料
(2015 年度)		
ウォームビズによる CO <sub>2</sub> 削減	2.4kg-CO <sub>2</sub> /人・年	③=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
見込み量		より算定
GHG 排出量削減可能量	50t-CO <sub>2</sub>	4= (1)—2) ×3

#### (4) 家庭エコ診断 (民生家庭部門)

項目	数値	根拠、内容
クールチョイス 22 賛同者	65, 500 人	①=市独自目標
(2030年度)		
クールチョイス 22 賛同者	47,972 人	②=市独自資料
(2015年度)		
エコ診断による CO <sub>2</sub> 削減見込	0.1kg-CO <sub>2</sub> /人・年	③ = 地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
み量		より算定
GHG 排出量削減可能量	10t-CO <sub>2</sub>	(1)—(2) ×(3)

## (5) クールチョイス 22 の実施(民生家庭部門)

項目	数值	根拠、内容
クールチョイス賛同者(2030年度)	15,000 人	①=市独自目標
クールチョイス賛同者(2019 年度)	9,000 人	②=市独自資料
クールチョイス実施による一	330kg-CO <sub>2</sub> /人・年	③=静岡県地球温暖化防止活動推進センタ
人当たりの CO <sub>2</sub> 削減可能量		一資料を基に独自算定
行動実施率(2030年度)	100%	④=市独自目標
行動実施率(2019年度)	30%	⑤=市独自資料
GHG 排出量削減可能量	35, 100t-CO <sub>2</sub>	⑥=①×③×④~②×③×⑤を累積

#### (6) クールビズの実施徹底の促進(民生業務部門)

項目	数值	根拠、内容
クールチョイス 22 賛同団体	481 団体	①=市独自目標
(2030 年度) クールチョイス 22 賛同団体	257 団体	②=市独自資料
(2015年度)		
クールビズによる CO <sub>2</sub> 削減	33.3kg-CO <sub>2</sub> /団体・年	③=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
見込み量		より算定
GHG 排出量削減可能量	10t-CO <sub>2</sub>	4= (1-2) ×3

## (7) ウォームビズの実施徹底の促進(民生業務部門)

項目	数値	根拠、内容
クールチョイス 22 賛同団体	481 人	①=市独自目標
(2030年度)		
クールチョイス 22 賛同団体	257 人	②=市独自資料
(2015年度)		
ウォームビズによる CO <sub>2</sub> 削	66.8kg-CO <sub>2</sub> /団体・年	③ = 地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
減見込み量		より算定
GHG 排出量削減可能量	20t-CO <sub>2</sub>	4= (1-2) ×3

## (8) エコドライブ (運輸部門)

項目	数值	根拠、内容
エコドライブ実施世帯数	46,000 世帯	①=市独自目標
(2030年度)		
エコドライブ実施世帯数	11,531 世帯	②=市独自資料
(2015 年度)		
世帯当たり自家用車保有台数	1.9 台/世帯	③=市独自調査
次世代自動車 1 台当たりの	40kg-CO <sub>2</sub> /台	④=市独自調査
CO <sub>2</sub> 削減量		
GHG 排出量削減可能量	2,700t-CO <sub>2</sub>	⑤= (①—②) ×③×④

- 3. 地域環境にやさしいまちをつくる
  - 3-1 人にも環境にもやさしい交通体系の整備
  - (1) 次世代自動車の普及、燃費改善(運輸部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	2,674 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	227.5万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
市自動車保有台数(2015年度)	214 千台	③=富士市統計書
市労働人口(2030年度)	123 千人	④=国立社会保障・人口問題研究所
市労働人口(2015年度)	150 千人	⑤=国立社会保障・人口問題研究所
国自動車保有台数(2015年度)	80,670 千台	⑥=自動車検査登録情報協会
国労働人口(2030年度)	68, 754 千人	⑦=国立社会保障・人口問題研究所
国労働人口(2015年度)	77, 282 千人	⑧=国立社会保障・人口問題研究所
GHG 排出量削減可能量	60, 000t-CO <sub>2</sub>	

#### (2) 鉄道分野の脱炭素化(運輸部門)

項目	数值	根拠、内容
市内鉄道の CO <sub>2</sub> 排出量	14, 712t-CO <sub>2</sub>	①=市独自調査
(2030 年度 BAU)		
省工ネ率	14%	②=2020 (令和 2) 年度の国の目標からの外挿
GHG 排出量削減可能量	2, 100t-CO <sub>2</sub>	3=1)×2

## (3) 道路交通流対策(高速道路交通システム(ITS)の推進(信号機の集中制御化))(運輸部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	150 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	140 万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国自動車保有台数(2030年度)	80,670 千台	③=自動車検査登録情報協会
市自動車保有台数(2030年度)	214 千台	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	300t-CO <sub>2</sub>	(5)= (1)(2) ×4)÷(3)

#### (5) 道路交通流対策(交通安全施設の整備(信号機の改良))(運輸部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	56 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	50 万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国自動車保有台数(2030年度)	80,670 千台	③=自動車検査登録情報協会
市自動車保有台数(2030年度)	214 千台	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	200t-CO <sub>2</sub>	(5)= ((1)(2)) ×(4)÷(3)

#### (6) 道路交通流対策(交通安全施設の整備(信号灯器のLED 化の推進))(運輸部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	11万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	10.3万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国自動車保有台数(2030年度)	80,670 千台	③=自動車検査登録情報協会
市自動車保有台数(2030年度)	214 千台	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	100t-CO <sub>2</sub>	(5)= ((1)(2)) ×(4)÷(3)

#### (7) 道路交通流対策(自動走行の推進)(運輸部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	169 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	0万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国自動車保有台数(2030年度)	80,670 千台	③=自動車検査登録情報協会
市自動車保有台数(2030年度)	214 千台	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	4,500t-CO <sub>2</sub>	\$= (1\(-2\)) \(\times4\)\displays

#### (8) 環境に配慮した自動車利用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化(運輸部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	101万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	4万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国自動車保有台数(2030年度)	80,670 千台	③=自動車検査登録情報協会
市自動車保有台数(2030年度)	214 千台	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	2,600t-CO <sub>2</sub>	5= (1)—2) ×4÷3

## (9) 公共交通機関および自転車の利用促進(公共交通機関の利用促進)(運輸部門)

項目	数値	根拠、内容
市鉄道旅客輸送人 km	861 百万人 km	①=鉄道輸送統計における国の実績と人口比よ
(2015年度)		り推計
市人口 (2030 年度)	237 千人	②=国立社会保障·人口問題研究所
市人口 (2015 年度)	256 千人	③=国立社会保障·人口問題研究所
市鉄道旅客輸送人 km(2030 年	797 百万人 km	4=1×2÷3
度)※ベースケース		
公共交通利用者数(2030年度)	5,648 人	⑤=富士市集約・連携型都市づくり推進戦略から
		の予測
公共交通利用者数(2015年度)	6,033 人	⑥=富士市統計書
市鉄道旅客輸送人 km(2030 年	807 百万人 km	7=1×5÷6
度)※分担率考慮		
自動車から鉄道への転換人数	9 百万人 km	8=7-4
市バス旅客輸送人 km	131 百万人 km	⑨=自動車輸送統計における国の実績と人口比
(2015年度)		より推計
市バス旅客輸送人 km (2030 年	121 百万人 km	(1)=(9×2÷(3)
度) ※ベースケース		
市バス旅客輸送人 km (2030 年	123 百万人 km	①=9×5÷6
度)※分担率考慮		
自動車からバスへの転換人数	1 百万人 km	
自動車の CO <sub>2</sub> 排出原単位	147g-CO <sub>2</sub> /人 km	⑬=市独自調査(地球温暖化対策実行計画より)
バスの CO <sub>2</sub> 排出原単位	56g-CO <sub>2</sub> /人 km	⑭=市独自調査 (地球温暖化対策実行計画より)
鉄道の CO <sub>2</sub> 排出原単位	22g-CO <sub>2</sub> /人 km	⑤=市独自調査(地球温暖化対策実行計画より)
GHG 排出量削減可能量	1,310t-CO <sub>2</sub>	(13-(13) + (13) + (13) (13)

#### (10) トラック輸送の効率化共同輸配送の推進(トラック輸送の効率化)(運輸部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	1,180 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	57万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国自動車保有台数(2030年度)	80,670 千台	③=自動車検査登録情報協会
市自動車保有台数(2030年度)	214 千台	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	29, 900t-CO <sub>2</sub>	\$= (1\)—2) ×4\;\:3

#### (11) トラック輸送の効率化共同輸配送の推進(共同輸配送の推進)(運輸部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	3.3 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	1万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国自動車保有台数(2030年度)	80,670 千台	③=自動車検査登録情報協会
市自動車保有台数(2030年度)	214 千台	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	100t-CO <sub>2</sub>	\$= (1)—2) ×4÷3

## (12) トラック輸送の効率化共同輸配送の推進(宅配便再配達の削減の促進)(運輸部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	1.7万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	0万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国自動車保有台数(2030年度)	80,670 千台	③=自動車検査登録情報協会
市自動車保有台数(2030年度)	214 千台	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	100t-CO <sub>2</sub>	\$= (1\(-2\)) \(\times 4\) \ddot 3

#### (13) トラック輸送の効率化共同輸配送の推進(ドローン物流の社会実装)(運輸部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	6.5万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	0万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国自動車保有台数(2030年度)	80,670 千台	③=自動車検査登録情報協会
市自動車保有台数(2030年度)	214 千台	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	200t-CO <sub>2</sub>	(5)= (1)—(2) ×(4)÷(3)

#### (14) 海上輸送へのモーダルシフトの推進(運輸部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	187.9万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	31.8万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国自動車保有台数(2030年度)	80,670 千台	③=自動車検査登録情報協会
市自動車保有台数(2030年度)	214 千台	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	4, 200t-CO <sub>2</sub>	\$= (1)—2) ×4÷3

## (15) 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進(運輸部門)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	146.6万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	14.1万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国自動車保有台数(2030年度)	80,670 千台	③=自動車検査登録情報協会
市自動車保有台数(2030年度)	214 千台	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	3,600t-CO <sub>2</sub>	(5)= ((1)(2)) ×(4)÷(3)

## (16) エコドライブ (運輸部門)

項目	数值	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	659 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	79.0万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
市自動車保有台数(2015年度)	214 千台	③=富士市統計書
市労働人口(2030年度)	123 千人	④=国立社会保障・人口問題研究所
市労働人口(2015年度)	150 千人	⑤=国立社会保障・人口問題研究所
国自動車保有台数(2015年度)	80,670 千台	⑥=自動車検査登録情報協会
国労働人口(2030年度)	68,754 千人	⑦=国立社会保障・人口問題研究所
国労働人口(2015年度)	77, 282 千人	⑧=国立社会保障・人口問題研究所
エコドライブの効果	2,700t-CO <sub>2</sub>	<pre>(9)=2-3(8)</pre>
GHG 排出量削減可能量	11,600t-CO <sub>2</sub>	
		(⑥×⑦÷⑧) } −⑨

#### 3-2 都市緑化の推進

#### (1) 農地土壤炭素吸収源対策(部門共通)

項目	数值	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	850 万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	95 万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国農地作付面積	4, 496, 000ha	③=作物統計調査
市農地作付面積	2, 580ha	④=作物統計調査
GHG 排出量削減可能量	4, 400t-CO <sub>2</sub>	\$= (1)—2) ×4÷3

#### (2) 都市緑化等の推進(部門共通)

項目	数值	根拠、内容
都市公園面積(2015年度)	209. 77ha	①=富士市統計書
市の人口 (2030年度)	237 千人	②=国立社会保障·人口問題研究所
市民一人当たりの都市公園面	0.91ha/千人	③=富士市緑の基本計画(第二次)
積(2030年度)		
都市公園面積(2030年度)	215.66ha	4=2×3
公園の樹林面積率	32.0%	⑤=国土交通省より
単位緑化面積当たりの生長量	10.63t-CO <sub>2</sub> /年	⑥=LULUCF-GPG
二酸化炭素換算		
GHG 排出量削減可能量	20t-CO <sub>2</sub>	7= (4-1) ×5×6

#### 3-3 森林の保全・活用

#### (1) 森林吸収源対策(部門共通)

項目	数值	根拠、内容
森林施業面積(2030年度)	10, 700ha	①=富士市森林組合へのヒアリングより
		(2020 (令和 2) 年以降の施業面積を 300ha に
		設定)
森林施業面積(2015年度)	6, 759ha	②=富士市環境報告書
森林による CO2 吸収量	3.2t-CO <sub>2</sub> /ha	③=地方公共団体実行計画(区域施策編)策
		定・実施マニュアル算定手法編
GHG 排出量削減可能量	12,700t-CO <sub>2</sub>	(1)—(2) ×(3)

#### (2) ブナ林創造事業 (部門共通)

項目	数值	根拠、内容
植林面積 (2030 年度)	28. 28ha	①=市独自目標
植林面積 (2015 年度)	13. 08ha	②=富士市環境報告書
森林による CO2 吸収量	3.2t-CO <sub>2</sub> /ha	③=地方公共団体実行計画(区域施策編)策
		定・実施マニュアル算定手法編
GHG 排出量削減可能量	50t-CO <sub>2</sub>	4= (1-2) ×3

#### 4. 資源を循環させる

- 4-1 ごみの減量化の推進、ごみ分別の徹底の推進
- (1) 混合セメントの利用拡大(非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	38.8万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	0万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国建設業従事者数(2015年度)	3, 137, 199 人	③=経済センサス
市建設業従事者数(2015年度)	7,333 人	④=富士市統計書
GHG 排出量削減可能量	1,000t-CO <sub>2</sub>	\$= (1)—2) ×4÷3

#### (2) バイオマスプラスチック類の普及(非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	209万t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	1.1万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国の人口 (2015 年度)	127,095 千人	③=国立社会保障·人口問題研究所
市の人口 (2015 年度)	256 千人	④=国立社会保障・人口問題研究所
GHG 排出量削減可能量	4,200t-CO <sub>2</sub>	\$= (1\(-2\)) \(\times4\)\div

## (3) 食品ロス対策 (非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他)

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	39.6万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	6万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国の人口 (2015 年度)	127,095 千人	③=国立社会保障・人口問題研究所
市の人口 (2015 年度)	256 千人	④=国立社会保障·人口問題研究所
GHG 排出量削減可能量	700t-CO <sub>2</sub>	(5)= ((1)(2)) ×(4)÷(3)

#### (4) 廃棄物焼却量の削減 (一般廃棄物) (非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>及びその他)

項目	数值	根拠、内容
市民1人1日当たり焼却量	620g/人・日	①=富士市ごみ処理基本計画
(2030年度)		
市民1人1日当たり焼却量	668g/人・日	②=富士市ごみ処理基本計画
(2015 年度)		
市の人口(2015 年度)	256 千人	③=国立社会保障・人口問題研究所
一般廃棄物中の廃プラ割合	13%	④=市独自資料
プラスチックの固形物割合	80%	⑤=環境省 温室効果ガス排出量算定・報告
		マニュアル
廃プラ焼却時の排出係数	2.77t-CO <sub>2</sub> /t	⑥=地球温暖化対策地方公共団体実行計画
		(区域施策編)策定マニュアル
一般廃棄物中の繊維くず割合	5.4%	⑦=市独自資料
繊維くず中の合成繊維割合	53. 2%	⑧=環境省 温室効果ガス排出量算定・報告
		マニュアル
合成繊維くず焼却時の排出係数	2.29t-CO <sub>2</sub> /t	⑨=地球温暖化対策地方公共団体実行計画
		(区域施策編)策定マニュアル
GHG 排出量削減可能量	1,600t-CO <sub>2</sub>	
		+ (⑦×8×9)}

## (5) 廃棄物焼却量の削減 (産業廃棄物) (非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 及びその他)

項目	数値	根拠、内容
市の排出量(2030BAU)	402 ft-C0₂	①=市独自調査
市の排出量(2013(平成 25)	267 ft-CO₂	②=市独自調査
年度)		
独自の削減目標	50%	③=市独自調査
廃棄物処理業における燃料製	14.9 ft-CO <sub>2</sub>	<b>4</b> =1-2(3)
造・省エネ対策の推進の効果		
GHG 排出量削減可能量	253, 658t-CO <sub>2</sub>	4=1-2× (1-3) -4

#### (6) 廃棄物最終処分量の削減

項目	数值	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	52万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	2.8万 t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国最終処分量(2015年度)	14.3 百万 t	③=環境・循環型社会・生物多様性白書
市 (埋立その他) (2015年度)	1,706t	④=環境衛生業概要
GHG 排出量削減可能量	60t-CO <sub>2</sub>	(5)= ((1)(2)) ×(4)÷(3)

## (7) プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	6.2万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	0.7万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国一般廃棄物発生量	41,586 千 t	③=一般廃棄物統計
(2015年度)		
市一般廃棄物発生量	7.4427 千 t	④=一般廃棄物統計
(2015 年度)		
GHG 排出量削減可能量	10t-CO <sub>2</sub>	\$= (1)—2) ×4÷3

## 5. 電力分野の CO<sub>2</sub>排出原単位の低減

## ■ 民生家庭部門

項目	数値	根拠、内容
市の排出量(2030BAU)	348 f t-CO₂	①=市独自調査
市の排出量(2013(平成 25)	422 f t-CO₂	②=市独自調査
年度)		
国の民生家庭部門削減目標	66%	③ = 地球温暖化対策計画の改定について (環境省)
国施策波及等による民生家	145 f t-CO₂	④=1,2,3,4の民生家庭部門の削減可能
庭部門全体の削減効果		量合計
GHG 排出量削減可能量	58, 921t-C0 <sub>2</sub>	\$=1-2× (1-3) -4

#### ■ 民生業務部門

項目	数値	根拠、内容
市の排出量(2030BAU)	357 f t-CO₂	①=市独自調査
市の排出量(2013(平成 25)	418 ft-CO₂	②=市独自調査
年度)		
国の民生家庭部門削減目標	51%	③=地球温暖化対策計画の改定について(環境省)
国施策波及等による民生家	145 f t-CO₂	④=1,2,3,4の民生家庭部門の削減可能
庭部門全体の削減効果		量合計
GHG 排出量削減可能量	66, 266t-C0 <sub>2</sub>	\$=1-2× (1-3) -4

#### ■ 運輸部門

項目	数値	根拠、内容
施策実施効果(2030年度)	35,300万 t-CO <sub>2</sub>	①=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
施策実施効果(2015年度)	2,900万t-CO <sub>2</sub>	②=地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
国鉄道営業距離(2015年度)	27, 916km	③=鉄道統計年報
市鉄道営業距離(2015年度)	47.5km	④=市独自調査
GHG 排出量削減可能量	100t-CO <sub>2</sub>	⑦= (①─②) ×④÷③×⑤÷⑥

## ■ 産業部門

項目	数値	根拠、内容
産業部門の GHG 排出量	2,443 ft-CO₂	①=市独自調査
(2030 年度 BAU)		
特定排出者の GHG 排出量	2, 193 f t-CO₂	②=市独自調査
(2030 年度 BAU ケース)		
排出係数 (2030 年度)	$0.370 \mathrm{kg}$ - $\mathrm{CO}_2/\mathrm{kWh}$	③ = 地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠
排出係数 (2015 年度)	$0.490 \mathrm{kg}$ - $\mathrm{CO}_2/\mathrm{kWh}$	④=東京電力ウェブサイト
産業部門における電力消費	47%	⑤=総合エネルギー統計
による CO2排出比率		
GHG 排出量削減可能量	28,600t-CO <sub>2</sub>	⑥= (①—②) × (1−③÷④) ×⑤

#### 6-5 計画策定の体制

#### 6-5-1 富士市環境審議会

富士市環境審議会は、富士市環境基本条例に基づき設置された市長の附属機関です。市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する事項について調査審議するほか、必要に応じて市長に意見を述べることができます。

委員は2年を任期とし、学識経験者、事業者代表、市民代表等から構成されており、本計画の改定 にあたり、総合的に審議を行いました。

表 6-1 富士市環境審議会委員名簿(2023(令和5)年3月時点、敬称略)

区分	氏名	委員現職
	成田 尚史(会長)	東海大学海洋学部教授
	水谷 洋一(副会長)	静岡大学学術院人文社会科学領域教授
♪->=が √▽ E-> -  <b>ン</b> ->	猿田 勝美	神奈川大学名誉教授
学識経験者	小川 浩	常葉大学名誉教授
	小野寺 郷子	(一社) 会議ファシリテーター普及協会副代表理事
	小南 陽亮	静岡大学学術院教育学領域教授
事業者及び	古郡 英治	富士商工会議所専務理事
事業者団体の代表	伊藤 敏明	(一社) 静岡県紙業協会会員
	荻野 克雄	富士環境衛生自治推進協会会長
	三枝 將夫	富士市消費者運動連絡会副代表
	小澤 緑	富士自然観察の会会長
市民代表	小櫛 和子	市民公募委員
	長橋 利江	市民公募委員
	松村 静江	市民公募委員
関係行政機関の職員	勝又 健次	東部健康福祉センター環境部長

#### 6-5-2 富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定部会

富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定部会は、富士市環境審議会のもと設置され、地球温暖化対策を進める上での具体的な取組について審議します。

学識経験者、各業界からの事業者代表、市民代表等から構成されており、本計画の改定にあたり、 専門的に審議を行いました。

表 6-2 富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定部会委員名簿 (2023(令和 5)年 3 月時点、敬称略)

(2020 (17相 0) 年 0 万时点、纵外唱)			
区分	氏名	委員現職	
学識経験者	水谷 洋一(部会長)	富士市環境審議会より 静岡大学学術院人文社会科学領域教授	
学識経験者	   猿田   勝美	富士市環境審議会より	
	·	神奈川大学名誉教授	
学識経験者	小野寺 郷子	富士市環境審議会より (一社)会議ファシリテーター普及協会副代表理事	
運輸	舩村 雅彦	一般社団法人 静岡県トラック協会 富士支部 支部長	
運輸	堀内 哲郎	一般社団法人 静岡県バス協会 専務理事	
産業	山城 勝規	東京電力パワーグリッド 株式会社 富士支社 渉外担当 次長	
産業	上木 敏	静岡ガス 株式会社 グローバルエネルギー本部 電力・環境事業部 再エネ・環境担当マネジャー	
産業	酒井 修司	一般社団法人 富士環境保全協会	
産業	伊藤 敏明	富士市環境審議会より 一般社団法人 静岡県紙業協会	
産業	小林 辰明	富士伊豆農業協同組合 富士地区本部 統括営農経済センター長	
産業	芹澤 豊	田子の浦漁業協同組合 代表理事組合長	
産業	佐々木 洋司	富士市森林組合 代表理事専務	
民生業務	清水 和広	富士商工会議所 理事	
民生業務	髙柳 浩正	富士市商工会 事務局長	
行政	髙塚 雅文	静岡県くらし・環境部環境局環境政策課 地球環境班 班長	
地域地球温暖化防止 活動推進センター	服部 乃利子	静岡県地球温暖化防止活動推進センター センター次長	
民生家庭	三枝 將夫	富士市環境審議会より 富士市消費者運動連絡会 副代表	
民生家庭	竹下 隆	富士市 STOP 温暖化地域協議会 理事	

## (1)計画策定の経緯

日時	実施事項	内容
令和 4 年 4 月 13 日	令和4年度第1回富士市環境審議会	・諮問 ・富士市ゼロカーボン戦略 2050 策定及び 富士市地球温暖化対策実行計画(区域 施策編)の改定について
5月20日	第1回富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定部会	・富士市ゼロカーボン戦略 2050 策定及び 富士市地球温暖化対策実行計画(区域 施策編)の改定について
8月17日	令和 4 年度第 2 回富士市環境政策推進委員 会	・富士市ゼロカーボン戦略 2050 策定及び 富士市地球温暖化対策実行計画(区域 施策編)の改定について
9月26日	第2回富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定部会	・富士市ゼロカーボン戦略 2050 (案) に ついて
11月16日	令和4年度第2回富士市環境審議会	・富士市ゼロカーボン戦略 2050 策定及び 富士市地球温暖化対策実行計画(区域 施策編)の改定について
12月2日	第3回富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)改定部会	・富士市ゼロカーボン戦略 2050 (案) に ついて ・今後の策定スケジュールについて
12月16日	令和 4 年度第 4 回富士市環境政策推進委員 会	・富士市ゼロカーボン戦略 2050 の策定に ついて
令和5年 1月18日	パブリック・コメント制度による「富士市 ゼロカーボン戦略 2050(案)」に対する意 見募集	・期間:1月18日~2月17日
2月3日	第 4 回富士市地球温暖化対策実行計画(区 域施策編)改定部会	・富士市地球温暖化対策実行計画(区域 施策編)改定案について ・次年度以降の推進体制について
3月6日	第 5 回富士市地球温暖化対策実行計画(区 域施策編)改定部会	・富士市地球温暖化対策実行計画(区域 施策編)改定案について
3月10日	令和 4 年度 第 5 回 富士市環境政策推進委員会(書面開催)	・富士市地球温暖化対策実行計画(区域 施策編)改定案について
3月20日	令和4年度第3回富士市環境審議会	・富士市ゼロカーボン戦略 2050 策定及び 富士市地球温暖化対策実行計画(区域 施策編)の改定について ・次年度以降の推進体制について ・答申

富環総発第21号令和4年4月13日

富士市環境審議会 会長 成田 尚史 様

富士市長 小長井 義正



諮問書

富士市環境基本条例第25条の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

#### 諮問事項

- 1 富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定について
- 2 富士市ゼロカーボン戦略 2050 の策定について

#### 諮問趣旨

はじめに、「富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、国の 地球温暖化対策計画に準じて策定しており、昨年 10 月、国の計画が改 定され、目標値等が変更されたことから、これと整合を図るべく、本市 計画の改定を行うものであります。

次に、「富士市ゼロカーボン戦略 2050」は、昨年4月、本市はゼロカーボンシティ宣言を行い、2050 年における二酸化炭素排出量、実質ゼロの実現に向けて取り組むことを表明いたしました。2050 年までという長期間にわたることから、市民、事業者及び行政が一丸となって取り組むための道筋を示すロードマップが必要と考え、策定するものであります。

貴審議会におかれましては、今後の本市の地球温暖化対策の推進と、 ゼロカーボンシティの実現に向けてご審議いただき、さまざまなお立場 からの御意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

図 6-1 本計画の改定及び富士市ゼロカーボン戦略 2050 の策定における諮問書

令和5年3月20日

富士市長 小長井義正様

富士市環境審議会 会長 成 田 尚 男



富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定及び 富士市ゼロカーボン戦略 2050 の策定について(答申)

令和4年4月13日付け富環総発第21号により、本審議会に諮問のありました「富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定及び富士市ゼロカーボン戦略2050の策定」について、別添のとおり答申いたします。

本審議会では、富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の改定及び富士 市ゼロカーボン戦略 2050 の策定について、専門的な審議が必要と判断したこと から、富士市環境基本条例第29条の規定に基づき、部会を設置いたしました。

部会では、有識者のほか、市内の各部門における事業者や、関係団体から選出 された委員により、多面的な視点から、富士市域の地域特性を踏まえた温暖化対 策のあり方について審議を重ねてまいりました。

今後の富士市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び富士市ゼロカーボン 戦略 2050 の推進に当たっては、これら計画及び戦略に基づく取組を確実に進め られることを期待します。

図 6-2 本計画の改定及び富士市ゼロカーボン戦略 2050 の策定における答申書

#### 6-6本市の補助金制度について

#### 6-6-1 本市の脱炭素関連補助金制度の推移

●住宅用太陽光発電システム設置費補助金

【実施期間】H14~H22

【補助金額】H14~H16・・・5 万円/kW(上限 20 万円)

H17~H19・・・3 万円/kW (上限 12 万円)

H20~H23・・・定額 10 万円 (3kW 以上に限る)

【補助対象】住宅用太陽光発電システムを市内住宅へ設置する事業(H20~3kW以上に限定)

●高効率給湯器設置費補助金

【実施期間】H20~H22

【補助金額】定額2万5千円/台

【補助対象】住宅に太陽熱温水器・ヒートポンプ式給湯器・潜熱回収型給湯器・コージェネレーション給湯器のいずれかを設置する事業

●次世代型ソーラーシステム設置費補助金

【実施期間】H23~H25

【補助金額】定額15万円

【補助対象】強制循環型太陽熱利用システム (ソーラーシステム) と高効率給湯器を住宅に設置する事業。

●エコマイハウス <国庫補助>

【実施期間】H21~H23

【補助金額】14万円

【補助対象】次の8つのうちから2つ以上を実施する方

<新エネルギー機器>

- ①住宅用太陽光 (3kW 以上) ②自然循環型太陽熱温水器 ③強制循環型太陽熱利用システム <省エネルギー機器>
  - ④潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)⑤ヒートポンプ式給湯器(エコキュート)
- ⑥家庭用天然ガスコージェネレーション(エコウィル)⑦家庭用燃料電池(エネファーム) <省エネルギー改修>⑧工事費 40 万円以上の改修
- ●市民温暖化対策事業費補助金

【実施期間】H24~現在

【補助金額】表のとおり

【補助対象】表のとおり

#### 市民温暖化対策事業費補助金の推移

		対象設備等	補助金額
H24	太陽光発電システムの設 <①高効率給湯器、②節 ※改修:節電改修:窓の	7万円 ※自動車を含む 場合は14万円	
H25	太陽光発電システムの設 <①高効率給湯器、②節	5 万円	
	クリーンエネルギー自動	車の導入 (EV、PHV)。	5 万円
H26	太陽エネルギー利用機器 ※:太陽光発電、強制循	3万円	
	クリーンエネルギー自動	車の導入。	3 万円
H27	太陽熱利用システム		3 万円
	燃料電池方式による給湯	器(エネファーム)	3 万円
	クリーンエネルギー自動	3 万円	
	V2H(給電機能を有す	5 万円	
H28	ゼロエネルギー住宅	25 万円	
	クリーンエネルギー自動	3 万円	
	V 2 H		
H29	ゼロエネルギー住宅	(市内中小)	30 万円
		(市外事業者)	20 万円
Н30	ゼロエネルギー住宅	(市内中小)	30 万円
		(市外事業者)	20 万円
	ゼロエネルギー住宅への改修		20 万円
	ゼロエネルギー改修設備	10 万円	
	(新エネルギー導入及び約		
R01	ゼロエネルギー住宅(市内中小)		30 万円
R02	省エネルギー住宅改修		2 万~20 万円
	(断熱窓・高効率給湯器		
	蓄エネルギー設備導入(	蓄電池・V2H)	5 万円

#### ◆ゼロエネルギー住宅と認定される要件

- ・建築物省エネルギー性能表示制度等第三者機関によりゼロエネルギー住宅相当であるとの評価を受けたもの
- ・富士市独自の仕様規定を満たすもの(市内工務店に限る)

#### 【仕様規定】

[断熱材]「断熱等性能等級 4 技術基準」の地域区分 4 を満たすもの。(UA 値 0.75 以下) (η A 値は 6 地域の 2.8 以下とする。)

[開口部] 開口部の熱貫流率の基準値が 2.33 以下。

[照明、エアコン、給湯器] 国補助金の対象要件と同等

〔太陽光発電〕5kw 以上

#### 6-6-2 中小企業者温暖化対策普及促進のための補助事業の推移

#### ●省エネルギー対策

【実施期間】H24~

【補助対象】照明、空調、ボイラーなどの改修

実施期間	補助金額
H24∼H26	・温室効果ガス削減量1 kg あたり 100 円
	・設置費用の4分の1(国県補助併用は20分の1)のいずれか少ないほうの金額
H27∼R2	・温室効果ガス削減量 1 kg あたり 100 円
	・設置費用の 4 分の 1 (国県補助併用は 10 分の 1) のいずれか少ないほうの金額 (※LED は、上記算出額に 0.8 を乗じる)
R3	・年間温室効果ガス削減量1kg あたり100円
	・設置費用の4分の1 (国県補助併用は10分の1) のいずれか少ないほうに、環境認証取得状況に応じた係数 (0.8~1.0) を乗じた金額 ※照明設備のみの改修工事は対象外。照明設備はその他の機器を同時に改修する場合で、照明改修に関わる経費が全体の2分の1未満の場合、対象
R4	・年間温室効果ガス削減量1kg あたり100円
	・設置費用の4分の1(国県補助併用は10分の1)
	・上限 90 万円(国県補助併用の場合は 300 万円)のいずれか少ないほうに、環境認証取得 状況に応じた係数(0.8~1.0)を乗じた金額

#### ●新エネルギー対策

【実施期間】H24~

【補助対象】太陽光発電、小水力発電など

実施期間						
	補助金額					
H24	次の少ない方の金額					
	・設備の導入に係る費用の4分の1 (国・県等補助金併用時20分の1)					
	・温室効果ガス削減量1kg あたり 100円 (売電目的 20円)					
	※太陽光発電のみ、発電出力 3kW 未満は対象外、3kW 以上 10kW までは、補助金額一律 5 万円					
H25	【太陽光発電 (3kw 以上)】					
	・発電出力 1kw あたり 1~1.5万円 (上限 500万円。ただし 10kW 未満は上限 5万円)					
	【それ以外の新エネルギー】					
	・年間温室効果ガス削減量1kg あたり 100円(売電目的20円)					
	・設置費用の4分の1(国県補助併用は20分の1)のいずれか少ないほうの金額					
H26	【太陽光発電 (3kw 以上)】					
	・年間温室効果ガス削減量 1kg あたり 16 円					
	・設置費用の20分の1 (10kW 未満は4分の1)					
	(上限 500 万円。ただし 10kW 未満は上限 5 万円)					
	【それ以外の新エネルギー】					
	・年間温室効果ガス削減量1kg あたり100円(売電目的16円)					
	・設置費用の4分の1(国県補助併用は20分の1)のいずれか少ないほうの金額					
H27∼R2	【太陽光発電(10kw 以上)】					
	・発電出力 1kw あたり 8,000 円					
	【それ以外の新エネルギー】					
	・年間温室効果ガス削減量1kg あたり 100円					
	・設置費用の4分の1のいずれか少ないほうの金額					
R3	・年間温室効果ガス削減量1kg あたり100円					
	・設置費用の4分の1のいずれか少ないほうに、環境認証取得状況に応じた係数(0.8~					
	1.0) を乗じた金額					
	※太陽光発電設備は補助対象外					
R4	・年間温室効果ガス削減量1kg あたり100円					
	・設置費用の4分の1					
	・上限 500 万円のいずれか少ないほうに、環境認証取得状況に応じた係数(0.8~1.0)を					
	乗じた金額※太陽光発電設備は補助対象外					

# 富士市地球温暖化対策実行計画 【区域施策編第二期計画】(改定)

## 富士市環境部環境総務課

2023年(令和5年)4月

〒417-8601 静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地 TEL 0545-55-2901 FAX 0545-51-0522 e-mail: ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市行政資料登録番号 R5-5